

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2021年 3月 4日

東京都作業部会確認年月日 2021年 3月 17日

事業名 会場借上げ費用

案件名 会場借上げに伴う関連事業者への営業休止補償について

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・本件はパラリンピックの開閉会式場及び陸上競技会場となるオリンピックスタジアムを確保するにあたり、営業を休止する関連事業者への損失補償である。 ・平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項であると考える。 ・延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意において民間及び国（JSCを含む）所有施設の確保は組織委員会の分担となっており、会場確保に伴う関連事業者への損失補償も組織委員会で対応することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営上、パラリンピック競技会場の確保は必須である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、使用期間は最短となるよう最大限の配慮をしており、関連事業者への補償期間もそれと連動している。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・補償金額は、全国統一基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき、補償コンサルタントのチェックを経て算定しており、プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・パラリンピック競技会場の確保は、大会運営の根幹をなすものであり、公費負担の対象として適切といえる。 ・V5予算内であることを確認している。 	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2020年1月9日

東京都作業部会確認年月日 定額未満

(契約変更に伴う再確認 2021年3月17日)

事業名 会場借上げ費用

案件名 会場借上げに伴う関連事業者への営業休止補償について

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本件はパラリンピックの開閉会式場及び陸上競技会場となるオリンピックスタジアムを確保するにあたり、営業を休止する関連事業者への損失補償である。 ・平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項であると考える。 (令和 3 年 2 月 10 日 契約変更に伴う追記) ・延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大卒の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・大卒の合意において民間及び国（JSC を含む）所有施設の確保は組織委員会の分担となっており、会場確保に伴う関連事業者への損失補償も組織委員会で対応することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営上、パラリンピック競技会場の確保は必須である。 (令和 3 年 2 月 10 日 契約変更に伴う追記) ・大会運営上、メインスタジアムであるオリンピックスタジアムの確保は、大会延期後も必須である。借用期間が延長されることから、その間休業が余儀なくされる関連事業者への損失補償は必要である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係 FA と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、使用期間は最短となるよう最大限の配慮をしており、関連事業者への補償期間もそれと連動している。 (令和 3 年 2 月 10 日 契約変更に伴う追記) ・関係 FA と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、使用期間は最短となるよう最大限の配慮をしており、関連事業者への補償期間もそれと連動している。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・補償金額は、全国統一基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき、補償コンサルタントのチェックを経て算定しており、プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和3年2月10日 契約変更に伴う追記) ・補償金額は、全国統一基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき、補償コンサルタントのチェックを経て算定しており、プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パラリンピック競技会場の確保は、大会運営の根幹をなすものであり、公費負担の対象として適切といえる。 (令和3年2月10日 契約変更に伴う追記) ・V5 予算内であることを確認している。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。 		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。